

たつの市立龍野東中学校いじめ防止基本方針

たつの市立龍野東中学校

1 本校の方針

本校は、「命を大切に ころ豊かに自立する生徒の育成」を学校教育目標として掲げ、「学校は分らないことを分かるように、出来ないことを出来るようにする所」を基盤に「遠大なる理想(知)」「あふるる友情(情)」「不屈の闘志(意)」を身につけた生徒の育成をめざしている。

そして、すべての生徒が心身ともに健康で安全・安心な学校生活を送り、諸活動を通して豊かな人間力を身につけられるような日常の指導体制の整備を基本とし、特にいじめ防止の観点重視の中で、早期発見や認知した場合の迅速かつ適切な解決等の対応力構築のために、この「学校いじめ防止基本方針」を定め、取組を強化していく。

2 基本的な考え方

本校は、豊かな自然とさかんな伝統産業のもと活気にあふれた地域に位置しているが、西播地区有数の大規模校でもあり生活指導上の諸問題も多く抱える一面も持っている。そこで、学校の組織強化として、リーダーシップとフレンドシップを軸とした協働集団づくりに焦点をあて、保護者・地域・関係機関と連携した教育活動に取り組んでいる。

いじめについては、「自他の生命と人権を大切にする生徒」を望ましい生徒像の第一としながら、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを許さない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、連携連動しながらいじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関しては、各方面からの情報収集や連携を円滑にしていくため、管理職を含む複数の教職員や心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者による日常の教育相談体制に生徒指導体制などを加えて充実させる。これを「いじめ対応チーム」として中心に据えた組織体制を構築し、実効的に機能できるよう取組の充実を図る。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識しなければならない。そこで教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見するためにチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方やいじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速ないじめ解決をめざす組織的対応についても別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条で、第一号「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第二号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」とされている。

第一号については、いじめを受ける生徒の状況で重大事態と判断する。生徒が自殺を企図した場合はもちろん、暴力行為等により身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、たつの市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、たつの市教育委員会の判断により、たつの市教育委員会が設置する付属機関で対応する。

5 その他の事項

いじめ防止やその啓発についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、PTA総会や学校行事などあらゆる機会を利用する。そして保護者や地域への情報発信に努めつつ、誰からも信頼され開かれた学校となるよう取り組む。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域との連携が図れる学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取することにも留意する。

附則

この規則は平成31年4月1日より施行する。